

「生前贈与の落とし穴と税務調査」

平成 27 年 2 月 25 日(水)14:00~16:00

今年から相続税が増税されました。相続税対策として生前贈与が注目されています。しかし、相続税の税務調査ではこの生前贈与が否認され、贈与として認められず、被相続人の財産として相続税の課税対象とされることがしばしばあります。何が問題でこのようなトラブルが起こるのか、どのように贈与を行えば贈与として認められるのかを分かりやすく解説いたします。

対象者 ドクターおよび奥様、ご家族

参加費 無 料 定員 20 名

会 場 保事協会館 京都市中京区高倉通御池上ル柊町 583-2

(地下鉄烏丸御地 1 番出口から東へ2分、高倉通北へ曲がってすぐ。)

【講師紹介】

板谷 一郎 氏 板谷一郎税理士事務所 所長 税理士

(社)日本医業経営コンサルタント協会 認定登録医業経営コンサルタント・ファイナンシャルプランナー (CFP®)。平成 12 年、奈良市西大寺にて板谷一郎税理士事務所を開業。「良い医療は、良い経営から」をモットーに、医業経営に専門特化した会計事務所として病医院の経営改善に取り組む。開業からリタイアまでのライフプランニングを提案し、院長先生・ご家族の身近な相談相手として幅広く活躍中。

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込ください。申込締切:2月20日(金)

医院名		ご連絡先	TEL
ご参加者名			FAX

※本書にご記入いただきました個人情報はセミナー出欠管理のみに使用し、他の目的には一切使用いたしません。

FAX:075-223-1795

お問合せ先

京都府保健事業協同組合 保険福祉課

〒604-0826 京都市中京区高倉通御池上ル柊町 583-2

TEL 075(223)1493 FAX 075(223)1795